

○桶川市商店街空店舗対策事業実施要綱

平成15年5月12日

告示第67号

(目的)

第1条 この要綱は、桶川市内の商店街振興策として、商店街の活性化を促し、活力のある商店街づくりに資するため、市内商店会に存する空店舗に新たに新店を出す事業者に対し、出店に係る経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、当該空店舗の利用促進を図ることを目的とする。

(対象空店舗)

第2条 補助の対象となる空店舗は、桶川駅通り商店会、中山道中央商店会、稲荷通り商栄会、たちばな商店会及び一番街商店会の地区内に存する空店舗とする。

(補助対象資格)

第3条 この要綱により補助を受けることができる者は、次の各号に掲げる条件を具備するものでなければならない。

(1) 市内の商店会で積極的かつ継続して事業を営む意思がある者であること。

(2) 空店舗所有者及び管理者の親族でない者であること。

(3) 原則として、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次のア若しくはイのいずれかに該当する事業又は次のア若しくはイに類する事業で市長が商店街の発展に寄与すると認めた事業。

ア 大分類I－卸売業、小売業のうち次に掲げるもの

(ア) 中分類57－織物・衣服・身の回り品小売業

(イ) 中分類58－飲食料品小売業

(ウ) 中分類59－機械器具小売業

(エ) 中分類 60 - その他の小売業

イ 大分類 M - 宿泊業、飲食サービス業のうち中分類 76 - 飲食店

(4) 市区町村税を滞納していない者であること。

(補助の種類等)

第 4 条 補助の種類、対象経費及び補助額は次のとおりとする。

種類	対象経費	補助額
改装費補助	内装・外装・設備設置工事等	改装費の 2 分の 1 以内 (50 万円を限度とする。)
家賃補助	家賃 (敷金、礼金、駐車場、仲介手数料等賃貸借契約に関する諸費用を除く。)	家賃の 2 分の 1 以内 (月額 5 万円を限度とし、12 箇月以内とする。)

2 改装費補助を受ける場合の施工業者は、市内に事務所又は住所を有する業者とする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、桶川市商店街空店舗対策事業補助金交付申請書 (様式第 1 号) に関係書類を添付し、市長が定める期間に提出するものとする。

(交付決定等)

第 6 条 市長は、補助金交付申請書の提出があったときは、別に定める出店者選考委員会に諮問し、その報告を受けて決定するものとする。

2 市長は、前項により補助の可否を決定したときは、申請者に桶川市商店街空店舗対策事業補助金交付 (決定・否決) 通知書 (様式第 2 号) により速やかに通知するものとする。

(報告書の提出)

第 7 条 申請者は、改装費補助の場合は、改装工事完了後、必要書類を添付し、改装工事完了報告書 (様式第 3 号) を、家賃補助の場合は、賃貸借契約締結後、賃貸借契約書の写しを添えて賃貸借契約締結報告書 (様

式第4号)を市長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する報告書の提出を受けた場合は、現地調査を行い、当該事業の成果が補助金の交付の内容に適合すると認めるときは、桶川市商店街空店舗対策事業(改装費・家賃)補助金交付確定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第9条 申請者は、第4条第1項に規定する補助金を請求するときは、補助金請求書(様式第6号)に改装費補助の場合は工事代金支払領収書の写しを、家賃補助の場合は家賃支払領収書の写しを添えて提出するものとする。ただし、家賃補助の場合は、毎月、当該月分を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、補助金請求書と添付書類を審査した上で、補助金請求書の提出があった日から30日以内に申請者が指定する口座に振り込むものとする。

(交付の取消し等)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 事業(営業)を停止し、又は廃止したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、不正の行為があったと市長が認めるとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成15年5月15日から施行する。

附 則（平成18年2月22日告示第33号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月7日告示第40号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日告示第62号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月8日告示第205号）

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

桶川市商店街空店舗対策事業
補助金交付申請書

年 月 日

桶川市長

住所
申請者 氏名 印
電話番号

年度桶川市商店街空店舗対策事業補助金の交付を受けたいので、桶川市商店街空店舗対策事業実施要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 出店の予定箇所（住所・商店会名）
- 出店業種・内容（販売商品等）
- 出店予定日
- 交付申請額
改装費補助 円
家賃補助 円（月額 円）
- 補助対象経費
改装費用 円
家賃月額 円
- 添付書類
(1)出店計画書・資金調達計画書・店内配置図等
(2)確約書（別紙）
(3)見積書（改装費補助の場合）
(4)その他

別紙

確 約 書

年 月 日

桶川市長

住所
申請者
氏名

印

年度桶川市商店街空店舗対策事業補助金を交付申請するにあたり、次のことを確約します。

- 1 私は、今回の出店に対し、誠心誠意努力し、商店街の活性化に努めます。
- 2 私は、今回出店を希望する空店舗の所有者及び管理者の親族ではありません。
- 3 私は、現在風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第3条第1項の規定による営業許可は受けておらず、風俗営業は営んでおりません。また、今回の受けた交付金によって同法第2条に規定する風俗営業を行うものではありません。

様式第2号（第6条関係）

桶川市商店街空店舗対策事業
補助金交付（決定・否決）通知書

第 号
年 月 日

様

桶川市長

印

年 月 日付けで申請のありました桶川市商店街空店舗
対策事業補助金の交付については、下記のとおり（決定・否決）したので
通知します。

記

1 出店の予定箇所（住所・商店会名）

2 出店業種・内容

3 補助内容（該当箇所に○印）

- ・ 改装補助
- ・ 家賃補助
- ・ その他（ ）

※ 「桶川市商店街空店舗対策事業実施要綱」に基づき、改装工事完了後
は工事完了報告書を、また、賃貸借契約締結後は賃貸借契約締結報告書
を提出し、当市の審査を受けてください。

その後、補助金交付確定通知により、補助金の交付が確定します。

様式第3号（第7条関係）

改 装 工 事 完 了 報 告 書

年 月 日

桶川市長

住所
申請者 氏名 印
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた改装工事が完了したので、桶川市商店街空店舗対策事業実施要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 出店の予定箇所（住所・商店会名）
- 2 改装工事の内容
- 3 改装費 円（消費税含む）
- 4 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 添付書類
 - (1) 工事代金支払い領収書の写し
 - (2) 工事前写真及び完成写真
 - (3) その他

様式第4号（第7条関係）

賃 貸 借 契 約 締 結 報 告 書

年 月 日

桶川市長

住所
申請者 氏名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた店舗について、賃貸借契約を締結したので、桶川市商店街空店舗対策事業実施要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 出店の予定箇所（住所・商店会名）
- 2 管理者氏名（契約相手方）
- 3 賃借料 円（月額 円）
- 4 賃貸借期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 添付書類
(1)賃貸借契約書の写し
(2)その他

様式第5号（第8条関係）

桶川市商店街空店舗対策事業
（改装費・家賃）補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

桶川市長



年 月 日付けで報告書の提出がありました事業については、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 出店の所在地（住所・商店会名）

2 交付確定額

・改装費補助 円

・家賃補助 月額 円（ 箇月分）

様式第6号（第9条関係）

補助金請求書

桶川市長

請求金額 _____ 円

ただし、桶川市商店街空店舗対策事業補助金（改装費・家賃 年
月分）として

年 月 日

請求者 住所
氏名
電話番号

印

振込先

金融 機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合 支店
種類	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	

様式第 1 号 (第 5 条 関係)

様式第 2 号 (第 6 条 関係)

様式第 3 号 (第 7 条 関係)

様式第 4 号 (第 7 条 関係)

様式第 5 号 (第 8 条 関係)

様式第 6 号 (第 9 条 関係)